

**第120期中（平成18年9月30日現在）中間貸借対照表**

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	51,367	預 金	3,490,351
コ ー ル ロ ー ン	62,219	譲 渡 性 預 金	120,051
買 入 金 銭 債 権	21,541	コ ー ル マ ネ ー	24,169
商 品 有 価 証 券	721	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	31,139
金 銭 の 信 託	12,994	借 用 金	32,000
有 価 証 券	1,372,718	外 国 為 替	104
貸 出 金	2,416,042	そ の 他 負 債	29,177
外 国 為 替	4,890	退 職 給 付 引 当 金	6,289
そ の 他 資 産	15,783	繰 延 税 金 負 債	14,319
有 形 固 定 資 産	61,324	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,923
無 形 固 定 資 産	6,368	支 払 承 諾	52,771
支 払 承 諾 見 返	52,771	負 債 の 部 合 計	3,813,297
貸 倒 引 当 金	15,031	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,944
		資 本 準 備 金	23,942
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2
		利 益 剰 余 金	130,242
		利 益 準 備 金	7,482
		そ の 他 利 益 剰 余 金	122,760
		配 当 準 備 金	2
		退 職 慰 労 積 立 金	720
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	78
		別 途 積 立 金	114,532
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,425
		自 己 株 式	526
		株 主 資 本 合 計	186,738
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	50,613
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	219
		土 地 再 評 価 差 額 金	12,843
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	63,676
		純 資 産 の 部 合 計	250,414
資 産 の 部 合 計	4,063,712	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,063,712

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
  3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
動 産	3 年～20 年
  7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。
  8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,116 百万円であります。
  10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
  11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
  12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
  13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金

銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式(及び出資)総額 2,127 百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 45,031 百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168 百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,383百万円、延滞債権額は21,089百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,097百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,848百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は16,230百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円あります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 136,782 百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,603 百万円

債券貸借取引受入担保金 31,139 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は946百万円あります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示

価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。

27. 1株当たりの純資産額 946 円 68 銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は82銭増加しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。29. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,033	199,088	101,055
債券	779,719	772,587	7,131
国債	408,920	403,521	5,399
地方債	131,608	131,054	553
社債	239,190	238,011	1,178
その他	384,050	375,097	8,952
合計	1,261,802	1,346,773	84,970

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,353 百万円を差し引いた額 50,617 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表 計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
子会社・子法人等株式	761
その他有価証券	
非上場株式	2,059
内国非上場債券	15,394

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,000	2,994	5

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 2 百万円を加えた額 3 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、779,661 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 771,884 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与

信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	12,792 百万円
有価証券評価損否認	4,258
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,765
減価償却費損金算入限度超過額	1,026
未払事業税否認	345
その他	4,351
繰延税金資産小計	27,539
評価性引当額	7,305
繰延税金資産合計	20,234
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	53
その他有価証券評価差額金	34,351
その他	148
繰延税金負債合計	34,553
繰延税金負債の純額	14,319 百万円

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。  
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は250,195百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」、「退職慰労積立金」、「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 単体自己資本比率(国際統一基準) 11.29%

第120期中 ( 平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで ) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	42,981
資 金 運 用 収 益	32,207
( うち貸出金利息 )	( 21,307 )
( うち有価証券利息配当金 )	( 10,547 )
役 務 取 引 等 収 益	6,204
そ の 他 業 務 収 益	1,328
そ の 他 経 常 収 益	<u>3,241</u>
経 常 費 用	35,158
資 金 調 達 費 用	3,682
( うち預金利息 )	( 1,943 )
役 務 取 引 等 費 用	1,883
そ の 他 業 務 費 用	3,449
営 業 経 費	22,606
そ の 他 経 常 費 用	<u>3,535</u>
経 常 利 益	7,822
特 別 利 益	1,931
特 別 損 失	<u>2,307</u>
税 引 前 中 間 純 利 益	7,446
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,264
法 人 税 等 調 整 額	<u>1,422</u>
中 間 純 利 益	<u><u>4,604</u></u>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 17円40銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,662百万円及び株式等償却60百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」は、貸倒引当金戻入益1,532百万円、償却債権取立益398百万円であります。
5. 「特別損失」は、固定資産処分損46百万円、減損損失2,261百万円であります。
6. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	85百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,176百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

# 中間連結財務諸表の作成方針

## (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 14 社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社  
滋賀柏原代理店株式会社  
しがぎん不動産株式会社  
滋賀余呉代理店株式会社  
しがぎんキャッシュサービス株式会社  
しがぎんアシスタントサービス株式会社  
滋賀朽木代理店株式会社  
滋賀西浅井代理店株式会社  
滋賀保証サービス株式会社  
しがぎんコンピュータサービス株式会社  
株式会社しがぎん経済文化センター  
株式会社滋賀ディーシーカード  
しがぎんリース・キャピタル株式会社  
株式会社しがぎんジェーシービー

非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合  
滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 14 社

## (4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5 年間の均等償却を行っております。

(平成18年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	51,387	預 金	3,487,910
コールローン及び買入手形	62,219	譲 渡 性 預 金	120,051
買 入 金 銭 債 権	21,541	コールマネー及び売渡手形	24,169
商 品 有 価 証 券	721	債券貸借取引受入担保金	31,139
金 銭 の 信 託	13,004	借 用 金	39,195
有 価 証 券	1,373,363	外 国 為 替	104
貸 出 金	2,406,417	そ の 他 負 債	36,198
外 国 為 替	4,890	退 職 給 付 引 当 金	6,346
そ の 他 資 産	24,012	繰 延 税 金 負 債	14,328
有 形 固 定 資 産	77,610	再評価に係る繰延税金負債	12,923
無 形 固 定 資 産	6,424	負 の の れ ん	40
繰 延 税 金 資 産	296	支 払 承 諾	52,071
支 払 承 諾 見 返	52,071	負 債 の 部 合 計	3,824,480
貸 倒 引 当 金	15,572	( 純 資 産 の 部 )	
投 資 損 失 引 当 金	15	資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,964
		利 益 剰 余 金	131,038
		自 己 株 式	526
		株 主 資 本 合 計	187,553
		その他有価証券評価差額金	50,667
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	219
		土 地 再 評 価 差 額 金	12,843
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	63,730
		少 数 株 主 持 分	2,607
		純 資 産 の 部 合 計	253,892
資 産 の 部 合 計	4,078,373	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,078,373

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

連結される子会社及び子法人等の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

5. 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 連結される子会社及び子法人等の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式(及び出資)総額(子会社の株式(及び出資)を除く) 1,453百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 75,116百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,427百万円、延滞債権額は21,193百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,115百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,333百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,069百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は16,230百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 136,841百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,603百万円

債券貸借取引受入担保金 31,139百万円

その他負債(運用受託金) 60 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 61,543 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 955 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

26. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 32,000 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額 949 円 97 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 82 銭増加しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。30. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,163	199,566	101,403
債券	779,719	772,587	7,131
国債	408,920	403,521	5,399
地方債	131,608	131,054	553
社債	239,190	238,011	1,178
その他	384,134	375,184	8,949
合計	1,262,016	1,347,338	85,321

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 34,500 百万円を差し引いた額 50,821 百万円のうち少数株主持分相当額 150 百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券 非上場株式	3,464
内国非上場債券	14,829

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,010	3,004	5

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 2 百万円を加えた額 3 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上

規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、845,311 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が837,534 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は251,065 百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(7) 負債の部に掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。また、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

35. 当行は、優先出資証券の発行を目的として、平成18年10月3日付で英国ケイマン諸島に当行の100%出資子会社「Shiga Preferred Capital Cayman Limited」(資本金600百万円)を設立いたしました。

36. 連結自己資本比率(国際統一基準) 11.32%

( 平成 18 年 4 月 1 日 から 平成 18 年 9 月 30 日 まで ) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	47,864
資 金 運 用 収 益	32,325
( うち貸出金利息 )	( 21,422 )
( うち有価証券利息配当金 )	( 10,551 )
役 務 取 引 等 収 益	7,019
そ の 他 業 務 収 益	5,237
そ の 他 経 常 収 益	<u>3,282</u>
経 常 費 用	39,439
資 金 調 達 費 用	3,726
( うち預金利息 )	( 1,942 )
役 務 取 引 等 費 用	1,809
そ の 他 業 務 費 用	6,840
営 業 経 費	23,507
そ の 他 経 常 費 用	<u>3,555</u>
経 常 利 益	8,425
特 別 利 益	1,844
特 別 損 失	2,309
税金等調整前中間純利益	<u>7,960</u>
法人税、住民税及び事業税	4,532
法人税等調整額	1,442
少数株主利益	119
中 間 純 利 益	<u>4,751</u>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 17円96銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,664百万円及び株式等償却67百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」は、償却債権取立益399百万円、貸倒引当金等戻入益1,445百万円であります。
5. 「特別損失」は、固定資産処分損47百万円、減損損失2,261百万円であります。
6. 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	85百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	2,176百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。